

総合的な学習の時間「家庭での学習も時数に」!

平成 31 年 3 月 29 日、文部科学省は、「休業日等における総合的な学習の時間の学校外の学習活動の取り扱いについて（通知）」を发出し、都道府県教育委員会に対して留意事項等の周知を図った。

通知の概要（全日教連要約・抜粋・下線）

〈 基本的な考え方 〉

- 「総合的な学習の時間」の中で実施する「休業日等における総合的な学習の時間の学校外学習活動」について、各学年における年間授業時数の4分の1程度まで実施することができる
- ⇒ 右の条件を満たしていれば教師の立ち会いや引率を伴わなくてもよい
- ⇒ 年間約 70 時間のうち 18 時間を休日等の学校外の学習活動で実施できる

〔 実施できる条件 〕

- ・指導計画上の位置付けの明確化
- ・家庭・地域との連携の充実
- ・安全確保の管理 等

〈 条件を満たすと想定される学習活動 〉

- 公民館や図書館、博物館、美術館及び青少年教育施設等の社会教育施設で行う学習活動
- 社会教育関係団体、NPO・企業等の各種団体を含む地域や家庭等の協力を得て行う学習活動
- 地域学校協働活動推進員（コーディネーター）等の協力を得る等、地域の教育資源を活用する学習活動
- ⇒ 地域調べ（商店街、街並み、安全マップ等）、職場体験・職業調べ等



これらに加え

家庭を中心に学習する活動も可能に!

「身近な人の仕事の内容や課題等について聞き取りをしたり、インターネットを活用して調べたりしたことをまとめるなどの、事前に教師が児童生徒に学習活動の具体的な課題を示して家庭のみで学習する活動については、総合的な学習の時間の趣旨に照らし、事後指導を適切に位置付けながら各学校において適切に判断」

〈 実施の開始時期 〉

- 令和 2 年度から実施が基本だが、本通知に対する各準備が整っている学校は、令和元年中に実施することも可能

※ 本プランについて詳細が知りたい方は、添付のPDFファイル及び全日教連ホームページで御確認ください。
また、全日教連活動については、Facebookでも発信しております。是非、御覧ください。



全日教連ホームページ



全日教連 Facebook

全日教連は、これまで英語導入による1コマ増は現場への大きな負担になっているとして、度重なる要望活動を行ってきた。その中で、骨太の方針 2018 において「教育課程の弾力的な運用」が明記され、そして文部科学省教育課程部会等での議論においても、学校外の学習活動を授業時数に含める方策について議論されてきた。その経過において「休業日等における総合的な学習の時間の学校外の学習活動の取扱い」については、社会教育施設や博物館等の利用を想定したものであった。しかし施設側の講座開発等の受入体制の整備には時間を要することから、実際には学校現場が利用しづらいとの判断から、全日教連はさらに踏み込んだ内容での通知发出を強く要望してきた。

今回の通知では、休業日等の学校外での学習活動について、教師の引率や立ち会いを伴わなくてもよいとされたこと、そして家庭を中心に学習する活動も可能になったことは、まさに全日教連の粘り強い要望活動の成果である。

全日教連としては、学校における働き方改革の観点から、本通知の内容について評価するとともに、文部科学省に対し、具体的事例等について情報を収集し好事例の周知を求めていく。また、本通知の趣旨を鑑み、今後単位団体を通じて学校現場に対して、教育課程に反映していくように働きかけていきたい。

なお、次期中央教育審議会において議論することが予想される教育課程の在り方の見直し等については、その動向を注視するとともに、標準授業時数の根本的な見直し等について、文部科学省や国会議員に要望していく。